

国民健康保険情報

医療費が高額になったときは

1カ月に保険医療機関等でかかった医療費が算定基準額を超えたときは、その超えた額が高額療養費として支給されます(表1・2参照)。

該当した方へは、原則、高額療養費の支給のお知らせを郵送します。必要事項を記入の上、被保険者証と領収書を添付して、保険年金課国民健康保険係(市役所1階)へ申請してください。

医療機関等への医療費支払い済みの確認は、原則、領収証で行っています。医療費の領収証は金額にかかわらず大切に保管してください。

急な病気で病院にかかったときは

出先で急に具合が悪くなる等、やむを得ない事情がある等、保険医療機関の窓口にて被保険者証を提示せず医療を受けたときには、世帯主からの申請によって後から保険給付の払い戻しが受けられます。なお、必ず保険治療であることを病院等に申し出ていただきます。

手続方法 次の①～⑤について、それぞれ必要な書類を持参の上、保険年金課国民健康保険係へ申請してください。

表1 国民健康保険の高額療養費計算方法(A、B、Cの額は表2参照)

同じ月内の自己負担額を合算し、世帯単位で自己負担限度額(表2参照)を適用します。70歳以上の方と70歳未満の方に分け、70歳以上の外来は、まず個人単位で外来の自己負担額を適用し、その後で入院の自己負担限度額を合算します。

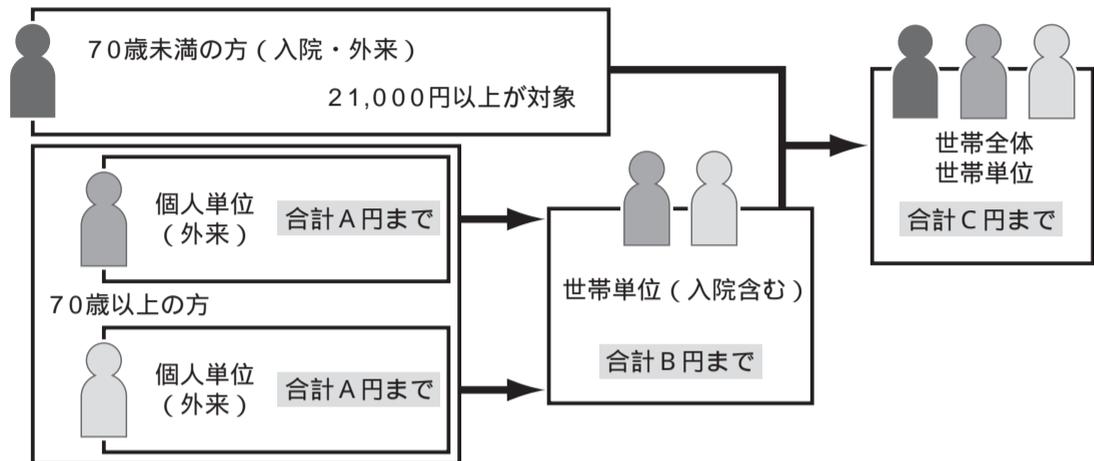


表2 国民健康保険における高額療養費の自己負担限度額(月額)

70歳以上の方(長寿医療制度の対象者を除く)	A 個人単位(外来)		B 世帯単位(入院含む)		C 国保世帯全体	
	個人単位(外来)	世帯単位(入院含む)	3回目まで	注)6 4回目以降		
注)1 現役並み所得者	44,400円	注)4 80,100円+(医療費-267,000円)×1%	注)5 上位所得者 150,000円+(医療費-500,000円)×1%	83,400円		
一般	12,000円	44,400円	一般 80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円		
注)2 住民税非課税世帯(II)	8,000円	24,600円	注)5 上位所得者	83,400円		
注)3 住民税非課税世帯(I)	8,000円	15,000円	一般	44,400円		
			住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	

※月の途中で75歳を迎えられた方と、被保険者が長寿医療制度に移行することにより国民健康保険に加入する被用者保険及び国民健康保険組合の被扶養者の方は、当該月の自己負担限度額を表の金額のそれぞれ半額で計算します。

注)1 同一世帯に課税所得が145万円以上の70歳から74歳までの国保被保険者がいる方。ただし、70歳から74歳までの国保被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険から長寿医療制度に移行した方)の収入の合計が、2人以上の場合は520万円未満、1人の場合は383万円未満であると申請した場合は、「一般」の区分になります

注)2 同一世帯の被保険者全員及び世帯主(擬制世帯主含む)が市・都民税非課税の場合

注)3 注)2の要件を満たし、かつ、その世帯の所得が一定の基準以下(年金収入で80万円以下、他の所得なし)の場合

注)4 過去12カ月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合、4回目以降は44,400円となります

注)5 上位所得者とは基礎控除後の総所得金額等が600万円を超える世帯

注)6 過去12カ月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降の額

①被保険者証を提示せずには、病院等にかかったときII診療報酬明細書(レセプト)、領収書(原本)、被保険者証、世帯主名義口座番号、認め印

②柔道整復師の施術料II治療明細書、領収書(原本)、被保険者証、世帯主名義口座番号、認め印

※支払い委任しているときは、柔道整復師からの請求になります。

③医師が認め、はり、灸、マッサージ等II医師の同意書、領収書(原本)、被保険者証、世帯主名義口座番号、認め印

※支払い委任しているときは、施術者からの請求になります。

④補そう具(ギブス、コルセット、小児弱視治療用眼鏡、弾性ストッキング等)II医師の診断書、領収書(原本)、被保険者証、世帯主名義口座番号、認め印

⑤海外療養費II診療明細書(原本、日本語訳)、領収書(原本、日本語訳)、被保険者証、世帯主名義口座番号、認め印

特定保健指導業務の公募型プロポーザルを実施します

東久留米市特定保健指導業務委託に係る公募型プロポーザルを次の通り実施します

【事業内容】市国民健康保険加入者への特定保健指導

【募集期間】5月15日(金)～29日(金)

申し込みなど詳細は、5月15日(金)から市ホームページをご覧ください。

詳しくは健康課特定健診係 ☎477・0013へ。

市では、母子家庭の母が就職に向けた能力開発講座等に取り組みめるよう、本人が支払った受講費用の一定割合を支給する「自立支援教育訓練給付金事業」と、経済的負担の軽減を図ることで、より生活の安定につながる専門資格の取得が容易になるよう、看護師などの養成機関での一定の受講期間について経済的援助をする「高等技能訓練促進費給付金事業」を行っています。

詳しくは同係 ☎470・7733へ。

自立支援教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進費 給付金事業のご案内

事前相談は、子育て支援課 ☎470・7736へ電話予約の上、来庁してください。

※詳しい内容は、広報4月15日号に掲載しています。詳しくは同課へ。

《事前に電話でご予約を》

相談名	相談日時	相談員	予約開始日等	会場	
法律相談	3日・10日 17日・24日	いずれも水曜日 午前10時から	弁護士	5月28日(木) 6月11日(木)	市役所2階 相談室
登記相談	3日(水)午後1時から	司法書士	5月29日(金)		
表示登記相談	3日(水)午後1時から	土地家屋調査士	5月29日(金)		
税務相談	10日(水)午後1時から	税理士	6月5日(金)		
人権身の上相談	17日(水)午後1時から	人権擁護委員	6月9日(火)		
不動産相談	17日(水)午後1時から	宅地建物取引主任者	6月12日(金)		
交通事故相談	24日(水)午後1時から	弁護士	6月18日(木)		
相続・遺言・成年後見等手続相談	10日(水)午前10時から	行政書士	6月4日(木)		
年金・労災・雇用保険・人事管理等相談	24日(水)午前10時から	社会保険労務士	6月19日(金)		
経営相談	平日の午前10時～午後4時	市商工会経営指導員	前日までに東久留米市商工会 ☎471・7577	東久留米市商工会館	
女性の悩みごと相談	1日・8日 15日・22日・29日	いずれも月曜日 午後1時半～4時半	女性カウンセラー	5月18日(月) 6月1日(月)	男女平等推進センター
女性弁護士による法律相談	5日(金)午前9時半～午後零時半	女性弁護士	5月22日(金)	☎472・0061	
耐震相談	10日(水)午後2時～5時	東久留米建築設計協会	前日までに同協会事務局・桑原建築設計事務所 ☎476・1515	市役所1階 屋内ひろば	
教育相談室	火曜～土曜日 午前10時～午後5時 ※電話相談も可	教育相談員	中央相談室 ☎473・3667 (成美教育文化会館内教育センター) 滝山相談室 ☎475・8909 (西中学校隣)		
母子相談	開庁日	母子自立支援員	子育て支援課 ☎470・7736		

6月の気軽な無料相談

《直接会場へどうぞ》

相談名	相談日時	相談員	会場
知的障害者相談	10日(水)午前10時～正午	知的障害者相談員	市役所1階 相談室
身体障害者相談	12日(金)午前10時～正午	身体障害者相談員	
心身障害者(児)相談	平日の午前9時～午後5時 ※電話相談も ☎477・2711	さいわい福祉センター指導員	さいわい福祉センター
職業相談	開庁日の午前9時～午後5時	ハローワーク三鷹職員	市役所1階 ワークコーナー
住宅増改築相談	11日(木)午前10時～午後4時	市住宅増改築等斡旋事業登録団体協議会	市役所1階 屋内ひろば
消費者相談	平日の午前10時～午後4時 ※電話相談も ☎473・4505	消費生活相談員	生活文化課 (市役所2階)

《訪問します》

妊婦訪問	訪問希望の方は健康課保健サービス係 ☎477・0022	助産師・保健師	ご自宅
赤ちゃん訪問			

※東久留米市社会福祉協議会では、市民ボランティア相談員による、電話なんでも相談 ☎474・4294を月曜・水曜・金曜日の午前10時～午後4時に行っています。

※東京都でも、交通事故相談 ☎03・5320・7733やヤミ金被害者相談 ☎03・5320・4727を行っています。予約制でなく当日受け付けのため、詳しくはお問い合わせを。